

愛西市ふるさと納税返礼品提供事業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛西市寄附金条例（平成20年愛西市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき寄附を行った者に対し、市の魅力発信を図るため、返礼品を提供する、愛西市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）に参加する返礼品提供事業者登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附 市に対し、条例に基づき寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附者 市に対し、寄附をした個人をいう。ただし、市内に住所を有する者を除く。
- (3) 返礼品提供事業者 第5条の規定により承認を受け、事業に参加する法人又は個人をいう。
- (4) 返礼品 返礼品提供事業者が寄附者へ提供するものをいう。
- (5) 地場産品基準 平成31年総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準をいう。
- (6) 委託事業者 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、市長が業務を委託している事業者をいう。

(事業の内容)

第3条 市長は、寄附者に対して、1回当たりの寄附金額に応じ、寄附者が希望する返礼品を提供するものとする。ただし、寄附者が返礼品の提供を希望しない場合は、この限りでない。

(返礼品提供事業者登録の申込)

第4条 返礼品提供事業者の登録をしようとする者（以下「申込者」という。）は、愛西市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 市税に滞納がないこと（申込者が法人の場合は、法人及びその代表者）。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと(申込者が法人の場合は、その代表者)。
- (3) 生産・製造・販売・役務の提供を行うにあたり関係法令等を遵守していること。
- (4) 返礼品の登録、受注及び納品管理等のために委託事業者が提供するシステムを利用することが可能であること。
- (5) 市長が求める場合に、返礼品が地場産品基準を満たしていることを示す資料など必要な情報を提供することが可能であること。
- (6) 食品を返礼品として提供しようとする場合は、食品表示法(平成25年法律第70号)に違反することなく、適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備していること。

(返礼品提供事業者登録の承認)

第5条 市長は、前条第1項による申込みがあった場合は、その内容を審査し、愛西市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。

(返礼品提供事業者登録の辞退)

第6条 返礼品提供事業者が、登録を辞退しようとする場合は、速やかに愛西市ふるさと納税返礼品提供事業者登録辞退届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(返礼品の登録)

第7条 返礼品提供事業者は、委託事業者が提供するシステムを通じて返礼品を登録するものとする。

2 返礼品は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 地場産品基準に適合するものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報(商品名、説明文、画像データ等)を提供することが可能であること。

(返礼品提供の開始)

第8条 市長は、前条第1項の規定により登録された返礼品が同条第2項の要件を

満たしているか確認したのち、総務省に返礼品として提供してよいかの確認を求めることとする。

2 市長は、返礼品が第7条第2項の要件を満たしていない又は前項の規定による総務省への確認に対して、同省から返礼品の提供が認められなかった場合、返礼品の内容の変更又は登録の中止を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による総務省への確認に対して、同省から返礼品の提供が認められた場合、返礼品の提供を開始するものとする。

(返礼品提供事業者の義務)

第9条 返礼品提供事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 返礼品の提供に係る事故又はトラブル等が発生した場合、速やかに市長へ報告するとともに、迅速かつ適正に対応すること。

(2) 返礼品提供事業者の責めに帰すべき理由により、返礼品が寄附者等に損害を生じさせた場合は、その賠償の責めを負うこと。

(3) 事業の実施にあたり知り得た寄附者等の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令を遵守し、適切に管理すること。

(4) 返礼品が第7条第2項に規定する要件に適合しないことが疑われる場合等、市長が必要と認めたときに、市長が実施する調査等に応じること。

(5) 食品を返礼品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。

(6) この要綱及び市長の指示に従うこと。

(返礼品提供事業者登録の取消し)

第10条 市長は、返礼品提供事業者が次の各号に該当することとなった場合、返礼品提供事業者としての登録を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項に規定する要件を満たさなくなったと認められる場合。

(2) 前条に規定する義務に違反したと認められる場合。

(3) 前2号に定めるもののほか、返礼品提供事業者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。

2 市長は、前項の規定により返礼品提供事業者としての登録を取り消した場合は、

当該返礼品提供事業者に対し、愛西市ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日までに、現に返礼品を提供している者は、施行日以後速やかに第4条第1項の規定により市長に返礼品提供事業者登録の申込を行わなければならない。この場合において、施行日以後、返礼品提供事業者登録を受けるまでの間、当該者は返礼品提供事業者登録を受けているものとみなす。